

盛岡市スポーツ協会の沿革

1 盛岡市スポーツ協会の変遷

(1) 盛岡市体育会の設立

太平洋戦争の敗戦によって失われていた市民の活力をスポーツによって取り戻そうと市内のスポーツ愛好者が集まり昭和 21 年 10 月 8 日、市民の自主的スポーツ団体として結成された。県下の先駆けとなる団体で 120 余名の評議員、幹事、理事によって結成された。

発足当時は野球、籠球、卓球、陸上競技、庭球、相撲、水泳、蹴球、漕艇、ラグビー、排球、スキーの 12 競技であった。

初代会長には二見直三盛岡市長が就任し、市の教育委員会振興課内に事務局が置かれた。

(2) 盛岡市体育協会に改称

昭和 26 年には協会名使用も自由になり、盛岡市体育会を盛岡市体育協会と改称し事務局を市の教育委員会保健体育課においた。

(3) 財団法人盛岡市体育協会の設立

昭和 45 年の岩手国体は、市民スポーツに対する関心を高めるとともに健康・体力づくりのスポーツ実践に結びついた結果、市内ではかつてないスポーツ隆盛の時を迎えた。

その背景をうけて盛岡市では、屋内プール、武道館、太田スポーツセンター、綱取スポーツセンターなど体育施設が建設され、盛岡体育館を含め体育協会が受託管理を開始した。

このような事業の拡充により一層の責任体制を確立するために昭和 55 年 5 月 19 日付「財団法人盛岡市体育協会」として新発足した。

(4) 公益財団法人盛岡市体育協会への移行

平成 18 年 6 月に公益法人制度改革関連 3 法が施行され、当協会も制度改革の対象となったことに伴い、平成 21 年 3 月 17 日開催の理事会及び評議員会において「公益財団法人」へ移行することが決議された。

これを受けて、平成 21 年 9 月 25 日に、公益法人制度改革に対応するための検討特別委員会が協会内機関として設置され、移行に向け検討を開始した。また、理事会、評議員会での審議を重ね、平成 23 年 8 月 8 日に県知事あて公益財団法人への移行申請を行い、同年 12 月 15 日に県公益法人等審議会から、県知事あて移行認定が妥当であるとの答申がなされた。その後、平成 24 年 3 月 22 日付県知事から移行認定の通知を受け、4 月 1 日に公益財団法人へ移行した。

当協会は、定款に定められた目的と事業を遂行する法に認められた団体として、より一層盛岡市における体育・スポーツの振興及び市民の体力の向上等に寄与・貢献することが求められるものである。

(5) 盛岡市スポーツ協会に改称

平成 30 年 4 月 1 日に日本体育協会が日本スポーツ協会へ改称し、今後、体育の日はスポーツの日へ、国民体育大会は国民スポーツ大会へと改称されるなど、社会のスポーツへの関心や期待が高まっている中、多くの市民のスポーツ参画を促進するため令和元年 10 月 1 日付で「公益財団法人盛岡市スポーツ協会」へ改称すると同時に、スポーツ振興を効率的に推進するため、スポーツツーリズム推進施策の中核を担う本宮 3 館の総合アリーナ内へ事務局を移転した。

2 市民体育祭・市民体育大会の開催

昭和24年、市制施行60周年記念のメイン事業として、市との共催で第1回市民体育祭を開催した。4月30日の野球、バレーボール、卓球の四都市（釜石市、宮古市、一関市）対抗を皮切りに、5月5日まで市民対象に15競技が、岩手公園、高松の池等で行われた。

その後、市民体育祭は市民体育大会に改称し、平成10年度に第50回大会を開催した。50回を記念し参加者全員に記念品を贈呈するとともに、これを期に実行委員会を組織し、以来、実行委員会で大会を運営することとした。

令和2年度第72回大会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、令和3年度第73回大会から大会を再開し、令和5年度より名称を市民スポーツ大会に改めた。

3 盛岡市スポーツ人の集いの開催

昭和38年12月1日、杜陵倶楽部において盛岡市のスポーツ関係者が一堂に会し「お互いの日頃の苦労を労うとともに明日の健闘を誓い合う」第1回盛岡市スポーツ人の集いを開催した。

以後、毎年12月1日に開催し、平成25年は「第50回記念盛岡市スポーツ人の集い」を開催した。

なお、平成26年からは多くの市民が参加できるよう、12月最初の土曜日または日曜日に「盛岡市スポーツ人の集い」、「スポーツ講演会」及び「スポーツ振興功労者表彰式」を同日開催することとし、平成30年からは、会場を確実に確保できるようにするため、開催日を12月の土曜日または日曜日とした。

令和2年から令和4年まで新型コロナウイルス感染症のため、集い、講演会、表彰式は中止したが、表彰は行った。

4 スポーツ少年団本部の設置

昭和40年5月29日付盛岡市スポーツ少年団が結成された。当時の登録単位団は、橋市剣道及び越場地区多種目スポーツ少年団の2団であった。

なお、以前から少年たちのスポーツ活動は、武徳殿、橋市道場、船越道場等の柔剣道教室や岩手公園広場での市サッカー協会が指導するサッカースクール等いくつかの競技が行われていた。

5 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催

第25回国民体育大会は、昭和45年に「誠実、明朗、躍進」のスローガンのもと、市民も一丸となって大会成功をめざし努力した。

盛岡市は総合開閉会式をはじめ、陸上競技、テニス、体操、ハンドボール、ラグビー、高校野球（硬式）の6競技及び関連して開催される芸術会場を担当した。

男女総合優勝の偉業に盛岡市も貢献することができ、この岩手国体によって盛り上がった市民のスポーツに対する関心を健康・体力づくりの実践に結びつけ、かつてないスポーツの隆盛を迎えた。

2巡目となる第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」は、「東日本大震災復興の架け橋」の冠称を掲げ、平成28年に冬季大会も含め、21年ぶりとなる完全国体を開催した。盛岡市は、県内最大となる15競技（特別競技、デモンストラーションスポーツ含む。）を開催した。

また、国体開催後に岩手県初となる第16回全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」を開催し、盛岡市では国体同様に県内最大の7競技（オープン競技含む。）を開催した。両大会とも、東日本大震災復興支援に対する感謝の意を表し、盛会裏の中で終了した。

6 表彰制度の創設

昭和47年から盛岡市における体育・スポーツの健全な普及発展に貢献し市民体力の向上とスポーツ振興に顕著な功績を上げた者に対し、その功績を称え毎年12月に開催する盛岡市スポーツ人の集いに先立って表彰することとした。

平成9年からは、国際大会において優秀な成績を上げた者及び世界記録、日本記録を成しとげた選手、団体に対し栄光章を授与することとした。

また、平成15年度からは、全国障害者スポーツ大会の入賞者を表彰の対象とすることとした。

7 創立50周年・60周年・70周年事業の実施

平成8年に創立50周年を迎え、次のような記念行事を行った。

- (1) 記念式典
- (2) 記念講演
- (3) 記念祝賀会
- (4) 記念誌発行
- (5) 基本財産増額運動
- (6) スポーツ・エール・カードの設定（平成13年3月31日協定解除）
- (7) 記章制定

また、平成19年には創立60周年記念事業を、平成28年には創立70周年記念事業をそれぞれ実施した。

8 名誉会長と顧問の設置

平成11年4月27日に行なわれた第1回理事会において名誉会長及び顧問を設置することを決めた。

9 事務処理の改善・合理化

会計事務処理については、平成10年度から電算システムを導入、平成18年度からは税理士法人と会計顧問契約を締結するなどして合理化、健全化に努めている。

また、平成16年度より全有人施設にパソコンを導入し、事務の改善を進め、平成20年度からは太田スポーツセンターにおいて施設利用の予約を開始した。

10 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催

平成11年度「'99岩手総体」が岩手県内20市町村で開催され、8月1日から20日まで28競技31種目に熱戦が展開された。

盛岡市では、体操、ハンドボール、柔道、弓道、テニス、サッカー、水泳（競泳・飛込み・水球）の7競技9種目が開催された。

平成23年度「2011熱戦再来北東北総体」は、青森県、秋田県、岩手県の3県で29競技33種目が開催され、盛岡市では水泳（競泳、飛込）、弓道の2競技3種目が行われた。

11 基本財産の目標達成

会長を委員長とする基本財産増額促進委員会を組織し、第1期（平成7～8年度）、第2期（平成9～10年度）、第3期（平成11年度）増額運動を強力に推進した。その結果、盛岡市をはじめ一般企業及び加盟団体等の協力を得て、平成11年度において目標額1億円を達成することができた。

12 体育施設の指定管理者へ

武道館、太田スポーツセンター、綱取スポーツセンター、盛岡体育館等に加え、平成10年4月1日からアイスアリーナ、平成11年4月1日から南公園球技場及び総合プール等プール施設の管理を受託した。平成13年11月30日屋内プールが廃止されたが、平成13年12月10日から余熱利用健康増進センター（ゆびあす）を受託した。平成15年3月31日に勤労青少年プールが廃止されたが、4月1日から市営野球場を受託した。

平成18年度から市が公共施設の管理に指定管理者制度を導入したことにより、平成18年3月31日をもってゆびあす等4施設の管理を委譲することとなった。

平成18年4月1日、玉山村体育協会との合併により、渋民運動公園（総合体育館、野球場、陸上競技場、テニスコート、B&G海洋センタープール、屋内相撲場）、玉山運動場、渋民野球場、好摩テニスコート、好摩相撲場及び生出スキー場の6施設が加わり、平成18年度に当協会が指定管理者となった施設は20施設となった。

平成21年度からの指定管理施設は前回同様20施設であったが、平成26年度からの指定管理施設は、廃止施設等（高松プール、好摩相撲場、好摩テニスコート、東中野運動広場）があり16施設となった。なお、アイスアリーナは3者によるコンソーシアムにより管理することとなった。

平成27年度から、太田スポーツセンターが廃止となり、太田テニスコートのみとなった。また、平成27年9月より新たに盛岡市アイスリンクの指定管理者となり、指定管理施設は16施設となった。

平成29年度から、アイスアリーナは通年使用のアリーナに変更したことに伴い、名称を総合アリーナに改め、新たに3者によるコンソーシアムにより管理することとなった。

平成30年4月1日に渋民野球場が用途廃止となり、指定管理施設は15施設となった。

令和元年度からの指定管理施設も引き続き15施設となり、本宮3館（総合アリーナ、総合プール、アイスリンク）及び都南中央公園プールは非公募で指定管理者になったほか、太田テニスコートは岩手県テニス協会とのコンソーシアムにより管理することとなった。

令和2年度から盛岡体育館の管理の一部を盛岡市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会へ委託することとなったが、令和3年度をもって当該委託は終了した。

令和5年度から引き続き盛岡南公園球技場の指定管理者として施設を管理することとなった。

令和6年度から用途廃止となった盛岡市営野球場を除く14施設の指定管理者として施設を管理することとなったほか、太田テニスコートについては単独で管理することとなった。